

潟上市こども計画（仮称）（案）に係るパブリックコメントの 実施について

潟上市では、こども基本法（令和5年4月施行）の規定により、こども大綱（令和5年12月閣議決定）と秋田県こども計画を勘案し、こどもや子育てに係るライフステージに応じた切れ目のない支援策を全庁横断的に推進するため、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間を期間とする「潟上市こども計画（仮称）」の策定作業を行っています。

この計画について、市民の皆さまから幅広いご意見を募集いたします。

・資料の閲覧場所

- ① 市ホームページ
 - ② 潟上市役所（情報コーナー）／天王出張所／昭和出張所／飯田川出張所
／追分出張所
- ※ 閲覧時間は開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

・意見の提出期間

令和8年1月9日（金）から1月29日（木）

・意見を提出できる方

- ①潟上市にお住まいの方
- ②潟上市内の事務所・事業所に勤務されている方
- ③潟上市内の学校に在学されている方
- ④潟上市内に事務所・事業所を有する個人及び法人等

・意見提出の際の記載事項等

様式は特に定めませんが、次の項目を明記してください。（参考様式添付）

- ①潟上市こども計画（仮称）素案に対するご意見
 - ②住所（法人等はその所在地）
 - ③氏名（法人等は名称及び代表者名）
 - ④連絡先（日中に連絡のとれる番号）
- ※ 潟上市内に通勤・通学されている潟上市以外に居住の方や潟上市内で事務所・事業所を営まれている方は、その勤務先、学校名等をご記入ください。

・意見提出の提出先と提出方法

- ①ご持参の場合（土・日曜日を除く）
 潟上市役所子育て応援課、各出張所窓口
- ②郵送の場合
 〒010-0201
 潟上市天王字棒沼台 226-1 子育て応援課こども未来班 宛
- ③ファックスの場合
 018-853-5233 子育て応援課こども未来班宛
- ④E-mail の場合
 kosodate-cfs@city.katagami.lg.jp

※電話での受付は行いませんが、何らかのご事情で上記方法による提出が困難な場合は、お問い合わせください。(TEL : 018-853-5360)

・お寄せいただいたご意見

皆さまからお寄せいただいたご意見については、その概要と市の考え方並びに素案を修正したときは、その内容を公表いたします。公表の方法は「資料の閲覧場所」に記載する方法と同様といたします。

※尚、住所や氏名などの個人情報につきましては厳重に管理し、問い合わせなど以外には使用いたしません。

※いただいたご意見についての個別回答はいたしませんので、ご了承願います。